

図表 11 清算期間を3カ月とした場合（原則40時間の場合）

月（暦日数）	法定労働時間	実労働時間	割増賃金対象時間
4月（30日）	171.4時間	240時間	25.8時間
5月（31日）	177.1時間	160時間	0時間
6月（30日）	171.4時間	119.9時間	0時間

[注] 清算期間内の実労働時間が法定労働時間の範囲内に収まっている場合でも、実労働時間が1週平均50時間を超えた月については、超えた分について割増賃金対象となる。

図表 12 1週間当たりの労働時間が50時間を超えない場合で清算期間の総枠を超えていた場合

月（暦日数）	法定労働時間	実労働時間	割増賃金対象時間
4月（30日）	171.4時間	180時間	0時間
5月（31日）	177.1時間	180時間	0時間
6月（30日）	171.4時間	180時間	20.1時間

[注] 清算期間の終了時に、実労働時間が法定労働時間を超えている場合は、超えた分について、割増賃金の対象となる。

の4の2)と同様のルールを適用することとしたものです。

[2] フレックスタイム制が適用される週所定労働日数が5日である労働者の法定労働時間の計算方法

改正のポイント

週所定労働日数が5日である労働者の労働時間については、曜日等の巡り次第で、1日8時間相当の労働でも法定労働時間の総枠を超え得るという課題を解消するため、労使協定により、清算期間を平均し、1週間当たりの労働時間が当該清算期間の日数を7で除した数をもって、その時間を除して得た時間を超えない範囲内で労働させることができるとされました。

改正前

行政通達によって、一定の要件を満たす場合に限り、清算期間の週平均労働時間の算定について、清算期間の月の最初の4週間とその次の1週間